

健康食品の表示に関する検討会開催要領（案）

消費者庁食品表示課

第 1 趣旨

健康増進法に基づく特定保健用食品等の表示制度を含め、いわゆる健康食品に関する表示の課題に関する論点を整理して検討を進めるため、健康食品の表示に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

第 2 検討課題

- 1 健康食品の表示の現状の把握及び課題の整理
- 2 特定保健用食品等健康増進法に基づく特別用途食品の表示制度のあり方
- 3 健康食品の表示の適正化を図るための表示基準及び執行のあり方

第 3 検討会の進め方

自由討議、関係者からのヒアリング等を中心に検討を進め、年度内に論点整理を行う。検討会における論点整理については、消費者委員会へ報告し、さらなるご議論をいただく。

第 4 座長

- 1 検討会には座長を置き、委員の互選によって選任する。
- 2 座長は検討会を統括する。
- 3 座長に事故があるときには、あらかじめその指名するものがその職務を代理する。

第 5 運営

- 1 検討会の運営については、次のとおりとする。
 - (1) 会議は原則として公開にて行う。
 - (2) 会議の資料は、会議終了後、消費者庁ホームページ等により公表する。
 - (3) 会議の議事録については、会議終了後、委員の了解を得た上で、消費者庁ホームページ等により公表する。
- 2 座長は、上記によりがたい場合が生じた時には、検討会の了承を得て、その取り扱いを決定するものとする。

第 6 その他

検討会の庶務は、消費者庁食品表示課が行う。